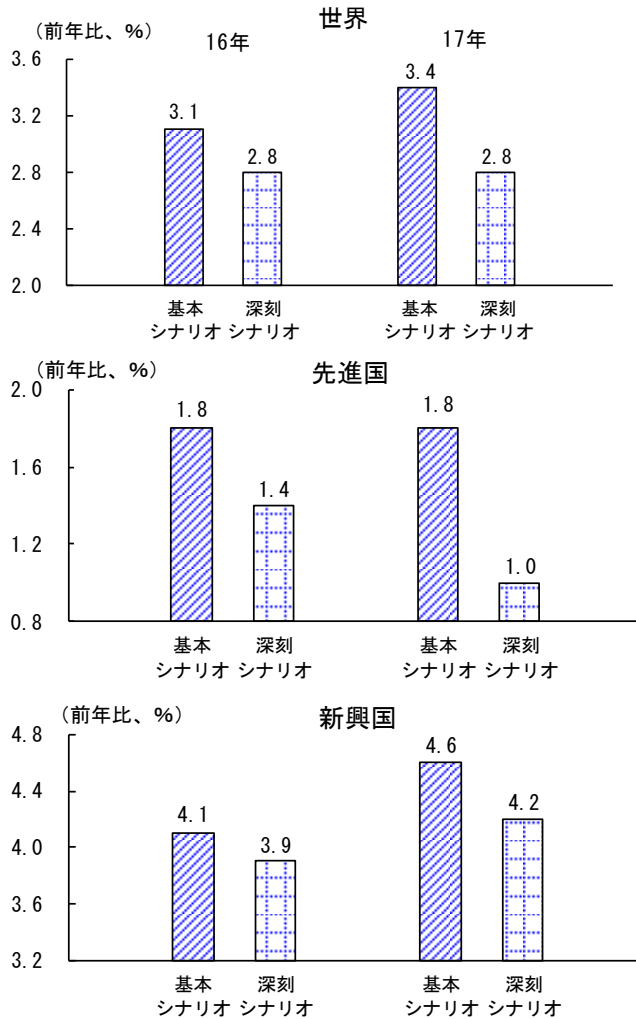


第 2-3-15 表 (1) IMF 経済見通し改定版：英国を中心に下方修正

(前年比、%)

グループ/国	16年見通し		17年見通し	
	4月公表	7月公表	4月公表	7月公表
世界	3.2	3.1	3.5	3.4
先進国	1.9	1.8	2.0	1.8
新興国	4.1	4.1	4.6	4.6
英国	1.9	1.7	2.2	1.3

第 2-3-15 図 (2) 英国の EU 離脱問題の経済的影響



(備考) IMF "World Economic Outlook, July 2016" より作成。

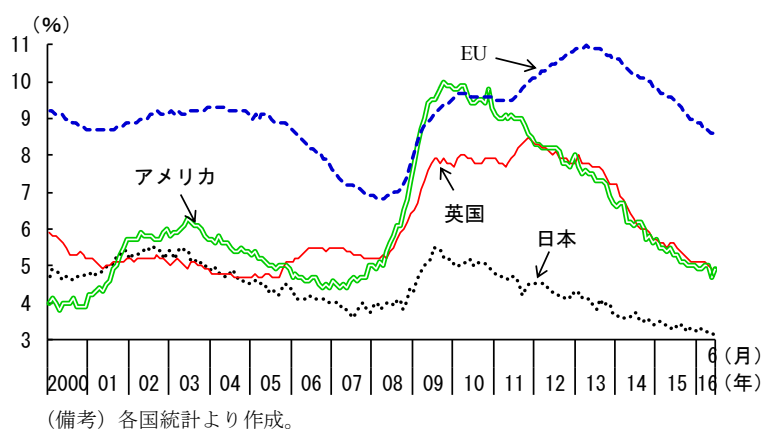
している。」とされた。

## 2. 国民投票に至った背景と離脱による長期的影響

### (1) 今回の国民投票の背景

前述のとおり、近年の英国経済は比較的順調な回復を続けていた。14年、15年にはG7の中でトップクラスの実質経済成長率を記録し、経済規模（ドル換算）は14年以降フランスを上回り、世界第5位となっていた。失業率は世界金融危機以前の水準まで低下し、依然として高い水準にある他の多くのEU諸国とは一線を画している（第2-3-16図）。

第2-3-16図 日米英欧の失業率の推移

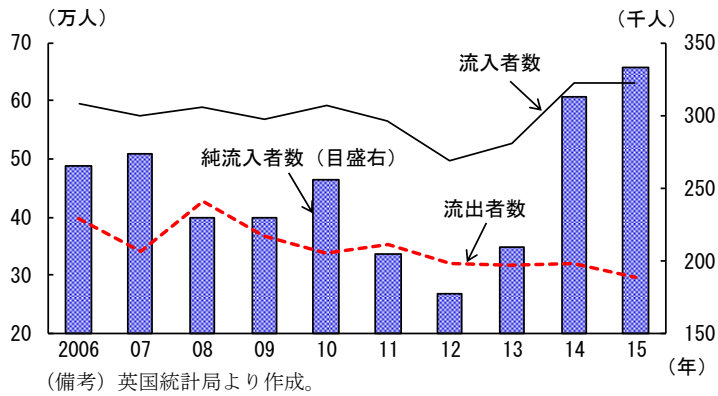


近年の英国経済の回復の特徴として、以下を指摘することができる。第一に、生産性の伸びが停滞する中、労働投入の増加が成長を下支えしており、外国人労働者の増加がその一部を構成した。英国には従来から旧植民地諸国等から多くの移民が流入していたが、04年のEU拡大を受け、ポーランド、ルーマニア等の東欧諸国からの移民の流入が急増した<sup>13</sup>。英国政府は08年にEU域外からの移民を技能レベルによって5段階に階層化する制度を導入し（第3章）、移民流入の抑制を図ったが、14、15年の移民流入者数は年60万人（人口の約1%）を超えて推移した（第2-3-17図、第2-3-18図、第2-3-19図）<sup>14</sup>。外国人労働者が全雇用者数に占める割合も急増し、16年には11.3%に達している（第2-3-20図）。OECD（2016）は、14年、15年の英国の実質経済成長率の約3分の1が外国人労働者数の増加によるものであったと分析している（第2-3-21図）。英国への外国人労働者流入者数や総人口に占める割合は他のEU主要国と比較しても高水準となっている（第2-3-22図）。

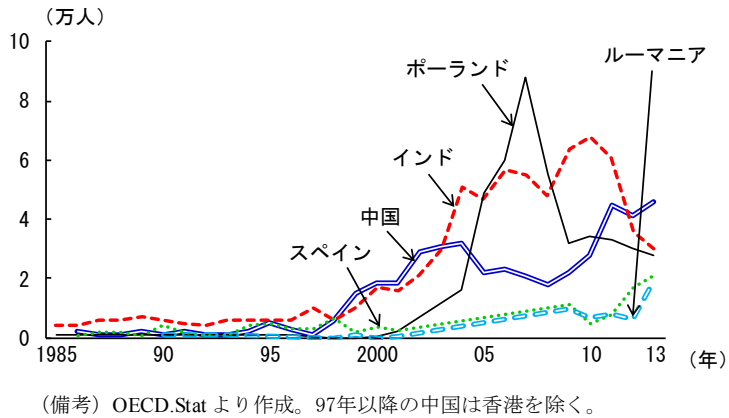
<sup>13</sup> その多くが農業、宿泊業、製造業、食品加工などの単純労働者に従事したとみられる（労働政策研究・研修機構（2015））。

<sup>14</sup> 流入者数を理由別にみると、「雇用」が47%、「学業」が29%、「その他」が24%（2015年）。

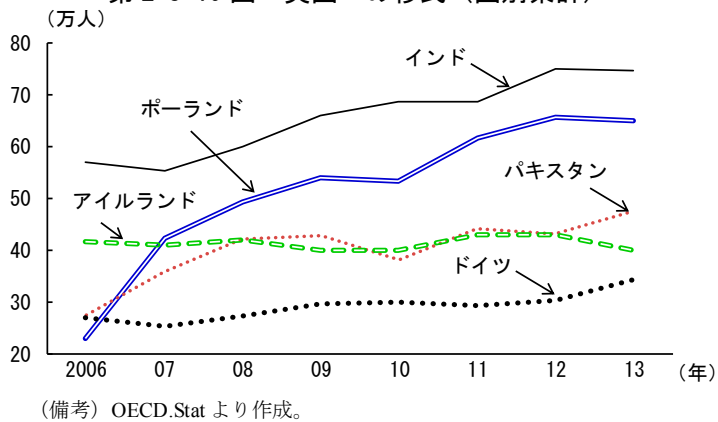
第 2-3-17 図 英国への移民：14 年に大幅増



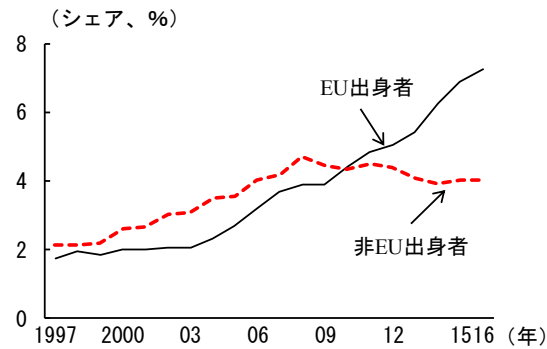
第 2-3-18 図 英国への移民（毎年の国別流入者数）



第 2-3-19 図 英国への移民（国別累計）

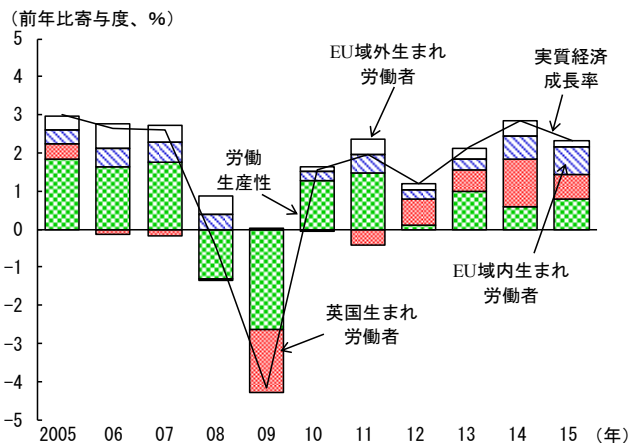


第 2-3-20 図 英国の雇用者数に占める EU 出身者と非 EU 出身者の割合の推移



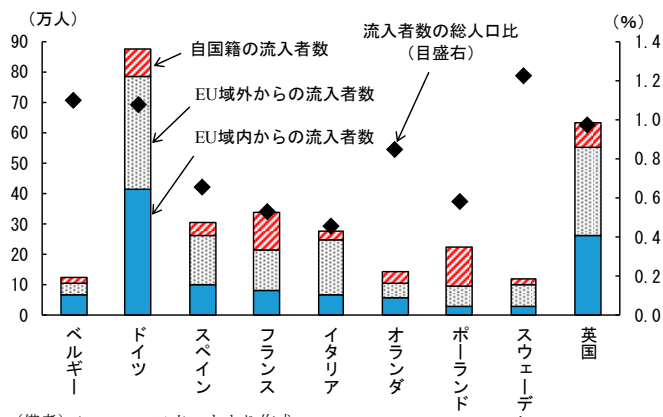
(備考) 1. 英国統計局より作成。  
2. 各年の10~12月期の数値。16年のみ第1四半期。

第 2-3-21 図 英国における外国人労働者の実質経済成長率への寄与



(備考) 英国統計局、OECDより作成。

第 2-3-22 図 EU 主要国への移民流入

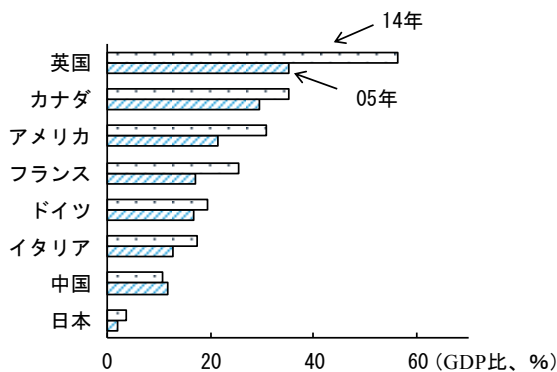


(備考) 1. ユーロスタットより作成。  
2. 14年の流入元別の数値。未確認 (Unknown) は含まず。

第二に、海外からの直接投資の流入が続いている。英国は従来から積極的に対内直接投資を受け入れており、その残高の GDP 比は G7 中最大となっている（第 2-3-23 図）。海外からの投資の大きな部分は金融業等のサービス部門に向かっており、多様な人材の集積と相まって、ロンドンの国際金融センターとしての地位を一層強固なものにすることに貢献したとみられる。また、製造業の投資は地方における雇用の創出や輸出の増加にも寄与してきた。政府による法人税率の引き下げも直接投資の流入を後押ししたと考えられる（第 2-3-24 図）。以上からは、英国経済がグローバル化のメリットを最大限に生かしながら成長してきたことがみてとれる。

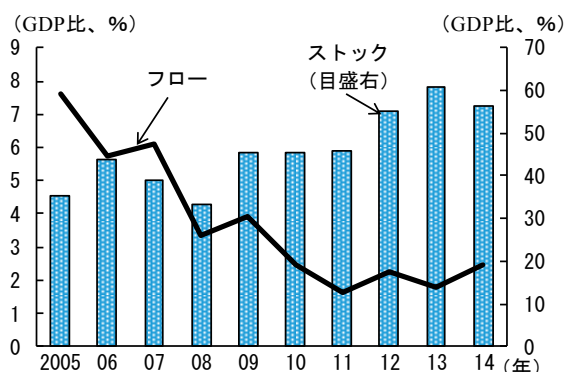
第 2-3-23 図 英国への対内直接投資

(1) 対内直接投資（ストック）の国際比較



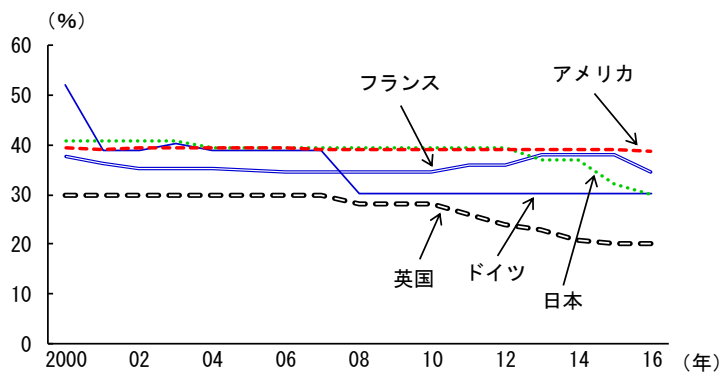
(備考) UNCTAD"FDIStats."より作成。

(2) 英国への直接投資のフローとストック



(備考) 英国統計局より作成。

第 2-3-24 図 主要国の法人税率（中央+地方）の推移



(備考) OECD.Statより作成。

第 2-3-25 表 欧州統合の流れ

年	項目	加盟国(国数)	英国の動き
1952	○パリ条約発効 ⇒欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立	ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ (6)	
58	○ローマ条約発効 ⇒欧州経済共同体 (EEC) 設立 ⇒人、物、サービス、資本が自由に移動できる共同市場創設を目標		
67	○欧州共同体 (EC) 設立		
68	○関税同盟完成		
73		英国、アイルランド、デンマーク (9)	○EC加盟
79	○欧州為替相場メカニズム (ERM) 発足		
81		ギリシャ (10)	
86		スペイン、ポルトガル (12)	
87	○単一欧州議定書発効 ⇒「単一市場」(人・物・資本・サービスの自由化) 構築を目標		
90			○ERM加入
92			○ERM脱退
93	○マーストリヒト条約発効 ⇒欧州共同体「単一市場」発足 ⇒欧州連合 (EU) 設立		
95	○シェンゲン協定発効 ⇒シェンゲン領域内移動自由化	オーストリア、スウェーデン、フィンランド (15)	○シェンゲン協定不参加
99	○アムステルダム条約 ⇒「ユーロ」導入 (02年流通)		○「ユーロ」不参加
2003	○ニース条約		
04		ポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロバキア、スロベニア (25)	
07		ブルガリア、ルーマニア (27)	
09	○リスボン条約発効		○ロンドンに欧州銀行監督機構設立
11			
13		クロアチア (28)	
16			○EU残留・離脱を問う国民投票

(備考) 各種資料より作成。

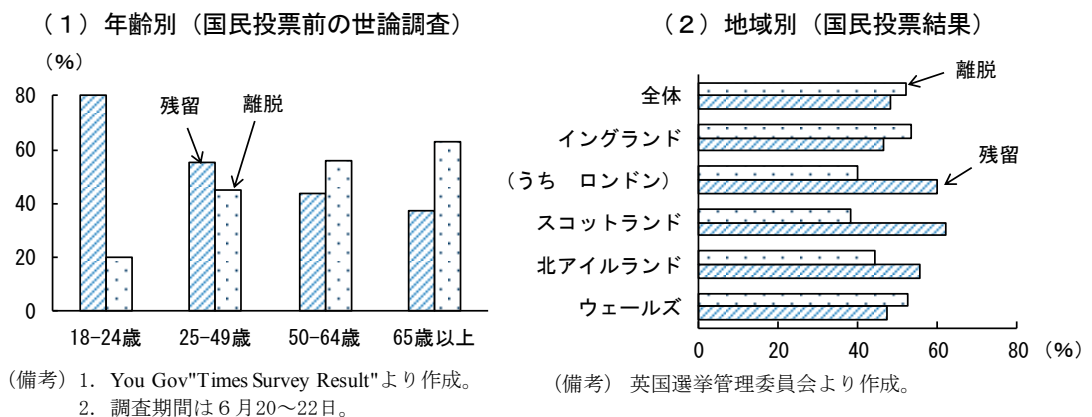
一方で、急速に増加する移民に対する英国国民の懸念は年々高まっていった<sup>15</sup>。失業率の全国的な低下にも関わらず、地方中小都市を中心に、移民に仕事を奪われるとの懸念

<sup>15</sup> Ipsos Mori が実施した、英国が直面する課題に関する世論調査では、13年1月には「経済」、「失業」に次ぎ3位に挙げられていた「移民」が、15年5月には1位となった。

が拡大したと言われている。加えて、EU 統合の深化により国家主権が次第に失われているとの認識の高まりや<sup>16</sup>、EU 主導で導入される規制がビジネスの障害になっているとの意識、EU への拠出金<sup>17</sup>や EU の複雑な官僚機構に対する不満等が英国における EU に対する懐疑的な見方の拡大につながったと言われている。

キャメロン首相は EU 残留・離脱を問う国民投票を 17 年末までに行うとの公約を掲げ、15 年の総選挙に勝利するとともに、16 年 2 月には EU 側との交渉により、移民の扱い等に関して英国を特例扱いするとの合意を引き出した<sup>18</sup>。しかしながら、国民投票前の各種調査によれば、ロンドンなどの大都市部の住民、若年層、比較的所得の高い層、そして英国からの独立を目指すスコットランド地域の住民<sup>19</sup>等の多くが EU 残留を支持する一方、地方中小都市の住民、高齢者、比較的所得の低い層の多くが離脱を支持するという傾向は変わらなかった（第 2-3-26 図）。実際の投票結果からも、平均所得の低い投票区ほど離脱に投票した人の割合が高かったとの分析結果が示されている<sup>20</sup>。

第 2-3-26 図 離脱を支持した人の特徴



<sup>16</sup> ドイツ、フランスなど6か国がEUの前身であるECSCを設立したのは1952年であったが（ECSCはその後、欧州経済共同体（EEC）、更には欧州共同体（EC）へと改組）、英国内での意見の相違やフランスの反対等により、英国がECに加盟したのは1973年になってからであった。75年にはECへの残留を問う国民投票が行われるなど、英国では欧州統合に対する懐疑的な見方が当初から強かった。その後も、英国は95年の国境管理の撤廃（シェンゲン協定に基づく措置）、99年の共通通貨（ユーロ）の導入のいずれにも参加しないなど、他のEU加盟国とは一定の距離を置いた関係を維持してきた（第2-3-25表）。

<sup>17</sup> 英国の拠出金（2014年）は113億ユーロ。英国のGNIに占める割合は0.52%、各国のEU拠出金総額に占める割合は9.7%。

<sup>18</sup> 2月の合意内容は、4つの柱（(1)経済ガバナンス、(2)競争力強化、(3)国家主権、(4)移民政策（社会保障給付と移動の自由））となっており、(4)は移民への社会保障給付の制限措置導入も含む。

<sup>19</sup> かつて独立した王国であったスコットランドは1707年に英国の一部となったものの、その後も独立を目指す動きは絶えることがなかった。2011年のスコットランド議会選挙においてスコットランドの独立を目指すスコットランド国民党が勝利を収めたことを機に独立を巡る議論が加速し、14年には英国からの独立をめぐる住民投票が実施された（結果は独立反対多数）。

<sup>20</sup> Bell (2016)

## (2) 英国の EU 離脱に伴う長期的影響

次に、英国の EU からの離脱に伴う長期的な影響について検討を行う。

EU 条約では、欧州単一市場を支える最も基本的な原則として、(1) 関税や数量制限等の禁止、税関検査や原産地証明等の廃止、非関税障壁の撤廃に向けた取組等を通じた「物の移動の自由」、(2) 労働者や市民の移動や居住の自由、社会保障制度へのアクセスを認める「人の移動の自由」、(3) 他の加盟国内での開業やサービスの提供を自由にする「サービスの移動の自由」、(4) 直接投資、不動産投資、株式等の売買、借入れ等を自由にする「資本の移動の自由」の、いわゆる「4つの自由」が保障されている。加盟国が EU から離脱した場合、これらの自由に制限が課されることになる。一方で、拠出金を含む EU 加盟国としての義務は課されなくなると共に、EU としての意思決定への参加ができなくなる。英国の場合、共通通貨ユーロや、国境検査を免除するシェンゲン条約に不参加である他、拠出金についても一部還付の特例が認められているなど、これまでも特別な位置付けでの加盟であったが、実際に EU を離脱することによってどのような影響が生じると考えられるであろうか。

第一に、英国と EU との間の貿易・投資に関税や通関コストが生じることによる影響が考えられる<sup>21</sup>。離脱による影響の程度は、英国と EU の間の新たな経済関係がどのようなものになるかによって異なったものとなる（第 2-3-27 表）。

既存の経済協定を参考にすると、EU との間で EEA（欧州経済領域）を形成しているノルウェー等の場合、農・漁産物の一部を除き関税が撤廃されており、貿易上は EU 加盟国に近い扱いとなっている。しかしながら、EEA の場合、EU との間での人の移動の自由を認めるとともに、EU への拠出金の支払いが課されるなど、今回の英国の離脱の選択の原因となった要素が含まれる内容となっている。

人の移動を含まない協定の例としてはカナダ EU CETA（包括的経済貿易協定）がある。CETA では一部の農産品等を除き、関税は原則撤廃されることになっている<sup>22</sup>。ただし、CETA では英国の関心の高いサービス分野の自由化は部分的なものとなっている。また、同協定は 09 年に交渉開始し、14 年に合意したものの、EU 各国による批准が完了しておらず、依然として発効していない。CETA や、多数の個別協定の積み上げにより構成される EU とスイスの経済協定と類似の協定を目指す場合、実現までに長い期間がかかる可能性がある点に注意が必要である。

---

<sup>21</sup> 英国の輸出額に占める EU 向けの比率は約 43.8%、EU（英国を除く）の輸出額に占める英国向けの比率は 6.9%（15 年）。

<sup>22</sup> CETA 発効直後にほとんどの関税が撤廃となり、7 年後には、EU・カナダ間には工業製品の関税がなくなるとされている。関税廃止は農業や食品分野の大部分にも適用され、EU の農産品・食品の約 92%はカナダに無税で輸出できるようになる。



第 2-3-27 表 EU と各国の経済関係

	権利			義務	
	関税免除	EUが結ぶ FTA	競争条件公平化 /非関税障壁	政策・規制	EU財政 への拠出
EUメンバー	全品目	アクセス可	全品目	全政策・規制	完全拠出
	英国	全品目	アクセス可	ユーロ未導入	拠出金の23%程 度が払い戻し
欧州経済領域 (EEA) (例：ノルウェー、ア イスランド、リヒテン シュタイン)	農・漁産物一部 に関税あり	アクセス不可	農・漁業は対象 外	ほとんどのEU ルールを受入	EEA援助、関連コ スト支払あり
経済協定	スイス	農産物一部に関 税あり	アクセス不可	対象業種はEU ルール受入	新規加盟国援助 参加、関連コ スト支払あり
	カナダ	・農産物一部に 関税有 ・移行期間は一 部製品にも関税 有	アクセス不可	サービス業を除 く分野は非関税 障壁を最小化	対EU貿易はEU規 格適合が必要
経済協定なし	EU域外関税の適 用	アクセス不可	国際協定・標準 が適用	対EU貿易はEU規 格適合が必要	なし

(備考) 各種資料より作成。

離脱時点で英・EU間に新たな経済協定が結ばれていなかった場合、英国からEUへの輸出にはWTO原則に基づく一般的最恵国関税<sup>23</sup>が課されることになる可能性がある。EUの平均最恵国関税率は5.3%となっており、日本(4.2%)やアメリカ(3.5%)と比較して高くなっている(第2-3-28図)。英国からEU向けの主力輸出品に現在のEUの一般的最恵国関税率を当てはめた場合、鉱物性燃料類に最大8.0%、自動車に9.7%といった関税が課されることになる(第2-3-29図)。

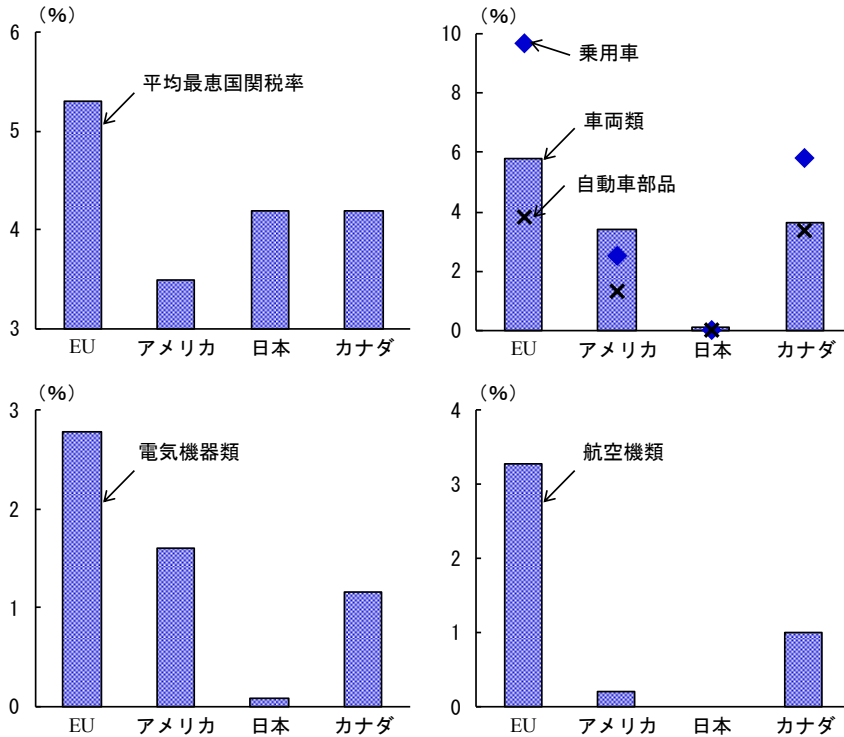
加えて、これまでEUが世界各国との間で締結してきた自由貿易協定<sup>24</sup>等が離脱後の英国には適用されなくなり、英国とこれらの国々との間の貿易についても、関税率の上昇、非関税障壁の復活等が起こる可能性がある<sup>25</sup>。関税率の引下げ、各種の非関税障壁の撤廃、その他の市場アクセス措置の改善等、貿易・投資の自由化に向けて長い時間をかけて実現されてきた措置が失われることは世界経済にとっても大きな損失である。

<sup>23</sup> GATT第1条第1項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する国内税及び国内規則について、WTO加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。一方、自由貿易協定や関税同盟等の地域貿易協定は、WTO協定上、域外に対して障壁を高めないこと、域内での障壁を実質的にすべての貿易で撤廃すること等の一定の条件の下、WTOの最恵国待遇原則の例外として認められている(GATT第24条)。

<sup>24</sup> ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインとの間の欧州経済領域(EU)、韓国とのFTA、スイスとの経済協定、カナダEU包括的経済協定(CETA)等。

<sup>25</sup> 一方、EU離脱後の英国がEU以外の国・地域との間で速やかに自由貿易協定を締結する、ないし英国が既存の自由貿易協定に参加することを通じて、貿易・投資が促進される可能性があるとの指摘も一部にある。

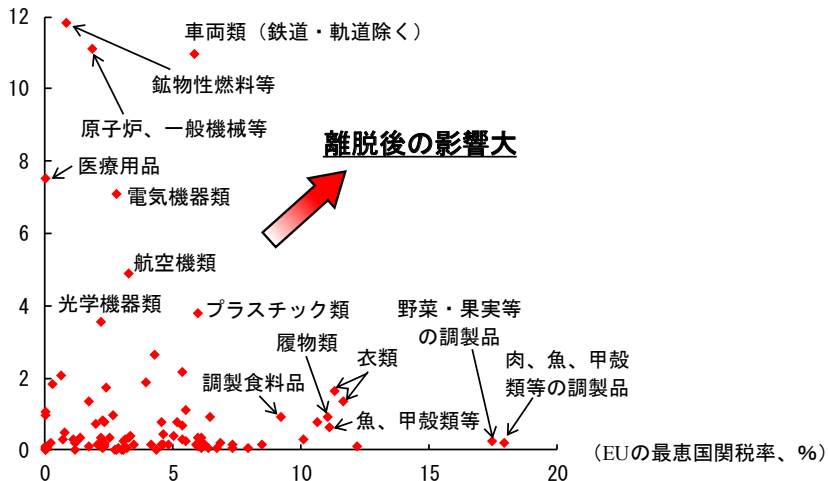
第2-3-28 図 主要国の一般的最恵国関税率の比較



(備考) 1. 平均についてはWTO"World Tariff Profiles 2015"より作成。  
2. 品目別についてはWTO"TariffDatabase"より作成。

第2-3-29 表 英国からEUへの主要輸出品と一般的最恵国関税率

(EU向け輸出額に占めるシェア、%)



(備考) WTO"TariffDatabase", ITC"International Trade Stats."より作成。